

農林土木工事特記仕様書（令和元年7月15日以降適用）

（農林土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書平成28年10月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

（農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第2条 「徳島県農林土木工事共通仕様書 平成28年10月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「徳島県農林土木工事共通仕様書 平成28年10月」の「第1編共通編」において、「7日以内」、「5日以内」、「7日まで」とあるのは「土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内」と、「翌月5日」とあるのは「翌月10日」と、それぞれ読み替えるものとする。また、「2-1-3-1県内産資材の原則使用」において、「請負代金額」とあるのは「当初請負代金額」と読み替えるものとする。

（適用）【変更】

1-1-1-1 適用工事

徳島県農林土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、徳島県農林水産部、各総合県民局農林水産部が発注する農業土木工事、治山工事、林道工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

（工事实績データの登録）【変更】

1-1-1-6 工事实績データの登録

受注者は、請負代金が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の**確認**を受けたうえ受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、しゅん工時は工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に**提示**しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

（建設副産物）【変更】

1-1-1-23 建設副産物

4. 再生資源利用計画

受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25 建設省令第 19 号）第 8 条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第 2 条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

5. 再生資源利用促進計画

受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25 建設省令第 20 号）第 7 条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

6. 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

7. COBRISの入力方法

受注者は、COBRISの入力において、資材の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

8. 舗装版切断に伴い発生する排水の処理等

受注者は、舗装版の切断作業を行う場合、切断機械から発生する排水は、排水吸引機能を有する切断機等により回収し、回収した排水については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処理しなければならない。

9. 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、一定規模以上の工事においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景の写真は、電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

（トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用）【変更】

1-1-1-35 工事中の安全確保

7. トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用

受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置又はブームの高さを制限する装置）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、当面は、経過措置期間とするが、こ

の期間においても使用に努めなければならない。

(工場の選定)【変更】

1-3-3-2 工場の選定

1. 一般事項

受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

- (1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下、「マル適マーク使用承認工場」という。）等）から選定しなければならない。受注者は、選定した工場がマル適マーク使用承認工場である場合、品質管理監査合格証の写しを使用前に監督員に提出しなければならない。

(当初未確定な部分の施工計画書)【追加】

1-1-1-5 施工計画書

4. 当初未確定な部分の施工計画書

受注者は、工事着手日（設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降 30 日以内）までに未確定な部分（施工方法等の詳細が定まっていない場合等）の施工計画書は作成せず、詳細が確定した段階で、当該部分の施工計画書を作成し、監督員に提出することができるものとする。

(デジタル工事写真の小黑板情報電子化)

第 3 条 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

- 2 対象工事は、下記ホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について」に記載された全ての内容を適用することとする。

徳島県 CALS/EC ホームページ

「各種ダウンロード【農林水産部】 - デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について」

<http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/cals/>

(現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等)

第 4 条 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成 29 年 3 月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は 12cm とすることを標準とする。

- 2 受注者は、設計図書のスランプ値の変更に際して、コンクリート標準示方書（施工編）の「最小スランプの目安」等に基づき協議資料を作成し、監督員へ提出し協議す

るものとする。なお、品質確認方法については、監督員と協議するものとする。

(鉄筋コンクリートの適用すべき諸基準)

第5条 徳島県農林土木工事共通仕様書の「第1編共通編第3章無筋・鉄筋コンクリート第2節適用すべき諸基準1.適用規定」に定める基準類に「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を加えることとする。

(熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行)

第6条 本工事は、日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費率の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）（以下「試行要領」という。）」を適用する。

- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。尚、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5029474/>

(仮設トイレの洋式化)

第7条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ又は洋式トイレ）」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、現場代理人及び主任技術者が女性の場合、設置する仮設トイレについては、「快適トイレ」を標準とする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- 3 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

(情報共有システム活用工事)

第8条 受注者は、本工事において情報共有システム（以下、「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象工事（以

下、「対象工事」という)とすることができる。

- 2 対象工事は、下記ホームページ掲載の「農林土木工事における情報共有システム活用試行要領について」に記載された全ての内容を適用することとする。

徳島県 CALS/EC ホームページ

「農林土木工事における情報共有システム活用試行要領について」

<http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/cals/>

(工事着手日選択契約方式による契約工期等)

第9条 本工事は、受注者が人員や資機材を効率的に配置し、生産性の向上を目的とした工事着手日選択契約方式の試行工事であり、別に定める「工事着手日選択契約方式実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

- 2 本工事では、実施要領第3条で規定する最大準備期間として〇〇日間、実工期として△△日間を見込んでいる。
- 3 実施要領第6条に基づき、現場代理人及び主任技術者等の配置する日を工期と別に定める場合は、徳島県農林土木工事共通仕様書 1-1-1-15「2.技術者台帳」及び工程表の初回の提出に限り 1-1-1-4「1.工程表の提出」について、文章中「契約締結後7日以内」を「技術者等の配置開始日から起算して7日以内」に読み替える。

工事着手日選択契約方式実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5016653/>

(担い手確保モデル工事)

第10条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とした「担い手確保モデル工事（受注者希望型）」であり、別に定める「担い手確保モデル工事実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

- 2 実施要領に基づき本工事で担い手確保モデル工事として試行を希望する場合は、契約後すみやかに試行の意思を発注者に通知しなければならない。
- 3 本工事を受注した者は、発注者から指示があった場合は、建設現場の週休2日にかかるアンケート調査に協力しなければならない。

担い手確保モデル工事実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5016651/>

(本工事の特記仕様事項)

第11条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

(本工事における特記仕様事項を記載)

R 1 徳耕 地沈 藍住 3 期 幹線管水路工事 特記仕様書

第 1 章 総 則

R 1 徳耕 地沈 藍住 3 期 幹線管水路工事の施工に当たっては農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第 2 章 工事内容

1. 目 的

本工事は、地盤沈下対策事業 藍住 3 期地区 土地改良事業計画に基づき奥野送水管幹線水路を建設するものである。

2. 工事場所

徳島県板野郡藍住町地内

3. 工事概要

本工事は、管水路工事及びその他付帯工事、その概要は次のとおりである。

幹線水路工事

水路延長 L=267.4m

施工始点 測点 NO.0

施工終点 測点 NO.5+17.4

管水路 L=267.4m

ダクタイル鋳鉄管 T,K 形 DB 種 呼び径 600 mm

農業用水管用 AL 形 ダクタイル鋳鉄管 呼び径 600 mm

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

第 3 章 現場条件

1. 土 質

(1) 土質区分

本工事の施工場所の土質は、砂質土（良質）と想定している。

2. 関連工事

該当なし

3. 第三者に対する措置

(1) 保安対策

施工時、町道を片側交互通行とするため、交通誘導員の配置を計画しているが、条件変更に伴い配置の必要性が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

(2) 安全対策

工事期間中における昼夜の安全対策については、交通制限の範囲、標識及び安全施設等の配置について事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(3) 営農対策

工事施工に当たっては、周辺の農地では耕作が行われているので、営農に支障がないように努めなければならない。

4. 関係機関との協議

(1) 町上水道工事

本工事の実施に際して、町上下水の移設・仮回し・復旧工事を実施するため、関係者と十分連絡打合せを行い工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

第5章 指定仮設

1. 建設発生土受入地・数量など

1) 建設発生土受入地、搬出予定量は次のとおり予定している。また、搬出に当たっては土砂の流出、飛散等のないように行うものとする。

名 称	地 先 名	搬出予定量	摘 要
有限会社 漆原産業 (予定)	徳島県板野郡藍住町矢上字川向 29番地8	1138m ³	土砂

2. 仮置場

1) 資材等を一時仮置きする場合は、発注者が確保している工事用地を仮置場として使用するものとする。

2) 仮置場として使用する場合は、土木シート等を敷設しなければならない。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している工事用地等

(1) 発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)は、別途監督員が指示する。

2. 工事用地等の使用及び返還

- (1) 発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち、関係地権者及び監督職員の立会いのうえ、用地境界及び使用条件等の確認を行わなければならない。
- (2) 工事用地の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、監督職員の立会いのもとに確認を受けなければならない。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、請負者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりであり、監督職員が指示する材料については、試験成績書等を提出しなければならない。

(1) 石材及び骨材

- 1) 再生クラッシャーラン RC-40 (路盤、基礎砕石用)
- 2) 管路基礎材 基礎用：日本統一分類による SF 相当以上

(2) 配管材

- 1) ダクタイル鋳鉄管
 - ①直管 JDPA G 1027 及び JDPA G 1053
 - ②異形管 JIS G 5527 準拠

(3) 舗装工

- 1) 再生加熱アスファルト混合物 再生密粒度アスコン(13) (表層)
- 2) アスファルト乳化剤 プライムコート(PK-3) JIS K 2208

(4) その他

- 1) 埋設表示テープ B=15cm

2. 見本又は提出資料

次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。ただし、管材の検査報告書又は受検証明書は、検査後に提出するものとする。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
石材及び骨材	試験成績書、粒度分布表
コンクリート	試験成績表、配合表
管 材	検査報告書又は受検証明書、日本水道協会

	指定検査工場登録通知書
コンクリート二次製品	カタログ又は試験成績書等
アスファルト	試験成績書、配合表
その他材料	カタログ又は試験成績書等

3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、原則として使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。なお、その他の材料は請負者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合、これに応じなければならない。

材 料 名	検査、試験項目	備 考
管 材	外観寸法検査	抽出
弁 類	〃	〃
コンクリート二次製品	〃	〃

第9章 施 工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事の基準点は図面に示す4級基準点 W.1～W.14 を使用しなければならない。
本工事の水準は、図面に示す水準点 K-25、SA.1、A.2 を使用しなければならない。

(2) 検測又は確認（施工段階確認）

1) 本工事の施工段階において下表に示すとおり、検測又は確認を受けるものとする。

ただし、確認時期については、監督職員の指示により変更する場合がある。

2) 施工段階確認を受けようとするときは、監督職員に確認願いを提出する。

また、確認後は確認簿と確認記録を提出する。

3) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合これに応じなければならない。

4) 「重点監督」は、低入札価格調査制度における調査対象工事とする。なお管理基準、確認内容、確認時期は『徳島県農林土木工事施工管理基準（案）平成28年10月』（以下「管理基準」）に基づく。

重点監督時は確認頻度を一般監督時の2倍とする。

工 種	確認内容	確認時期 (一般監督)	確認時期 (重点監督)
掘削(床掘)	床付け状況、基準高	管理基準に基づく	一般監督時の2倍
	地質状況	地質変化時	同左
路盤工	基準高、厚さ	管理基準に基づく	一般監督時の2倍
管水路基礎(砂基礎等) (基床部・管側部)	高さ、幅	管理基準に基づく	一般監督時の2倍
菅水路	基準高	管理基準に基づく	一般監督時の2倍

(3) 中間技術審査

- 1) 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図面及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- 3) 契約図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員(以下「技術検査職員」という。)から提示を求められた場合は従わなければならない。
- 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- 5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、請負者の負担とする。

2. 再生資源等の利用

(1) 再生資材の利用

請負者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資材名	規格	備考
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)	表層
再生クラッシャーラン	RC-40	路盤残、碎石基礎

なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」((社)日本道路協会発行)等を遵守する

(2) 建設資材廃棄物等の現場内利用

請負者は、本工事の施工に伴い発生するその他の建設資材廃棄物について監督職員と協議しなければならない。

なお、分別の徹底及び、適切な保管を行うものとする。

3. 建設資源等の搬出

(1) 建設資材廃棄物等の搬出

請負者は、本工事の施工に伴い発生する建築資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

建築資材廃棄物	処理場名	住所	受入時間	事業区分
アスファルト殻	(株)折口組	徳島市国府町早渕 字段ノ原 896-4	: ~ :	中間処理業者
コンクリート殻 (有筋・無筋)	上吉野砂利企業組合	板野郡藍住町乙瀬 北新田 99	: ~ :	中間処理業者

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (アスファルト殻、コンクリート殻)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

■が該当部分である。

5. 土 工

(1) 埋戻工

- 1) 埋戻し用土は、町道は RC-40、水路下は掘削で発生する良質土を使用するものとする。
- 2) 埋戻しは管体に影響を与えないように施工しなければならない。ただし、湧水があった場合は監督員と協議するものとする。
- 3) 管頂 30 cm までの埋戻しは、一層の仕上がり厚さが 30 cm 以下となるよう均一にまき出し、管に損傷を与えないよう施工条件に適合する転圧機種で入念に締固めを行わなければならない。
- 4) 管頂 60 cm までの埋戻しは、前項と同様のまき出しとし、管に損傷を与えないよう、施工条件に適合する転圧機種で入念に締固めを行わなければならない。
- 5) 管頂 60 cm までの埋戻しは、前項と同様のまき出しとし、施工条件に適合する転圧機種で入念に締固めを行わなければならない。

6. 管体基礎工

- 1) 基礎部及び管側部の締固めは、一層の仕上がり厚さが 30 cm 以下になるようまき出し、施工条件に適合する転圧機種で入念に締固めを行わなければならない。

なお、管側部の締固めはコンパクタ・ランマ等により行うこととするが、これらによる締固めが不可能な箇所は突き棒等により入念に施工しなければならない。

- 2) 管体基礎材は、購入材(RC-40 及び SF 級)を使用するものとする。

7. 管体工

(1) ダクタイル鋳鉄管

1) 管種

T,K形 DB種 呼び径 600 mm

農業用水管用 AL形 ダクタイル鋳鉄管 呼び径 600 mm

2) 切管

切管の最小長さは、1.0m 以上とする。

8. 付帯工

(1) 埋設表示テープの敷設

埋設表示テープは、別添図面位置に示すとおり設置しなければならない。

9. 道路復旧工

(1) アスファルト舗装工

- 1) マーシャル試験の試験法は、舗装の構造に関する技術基準同解説によるものとする。

表層工の施工に当たっては、プライムコート(アスファルト乳化剤 PK-3) 120 L/100m²以上を上層路盤面に均一に散布し、表層との密着を図らなければならない。

なお、散布に際しては、側溝等にプライムコートが飛散しないように防護するものとする。

- 2) 表層工は、施工条件に合った敷均し機械により再生加熱アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。

但し、側溝等の路肩接近部については、側溝等に損傷を与えないよう、入念に転圧しなければならない。

(2) 路盤工

- 1) 路盤工は、再生碎石(RC-40)を敷均し、施工条件に合った機種で、締固めをしなければならない。

- 2) 側溝等の路肩接近部については、側溝等に損傷を与えないよう、入念に転圧しなければならない。

(3) 路床工

- 1) 管頂 60 cm以上から路盤下面までの部分については、路床とし施工を行うものとする。

- 2) 路床は、仮設土を流用し、一層仕上がり厚さが 20 cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件にあった機種の締固機械で締固めを行わなければならない。

らない。

11. 水道移設

(1) 協 議

施工範囲において、藍住町の水道管を移設するため、施工前に藍住町上下水道課と協議をおこなうこと。

(2) 材 料 支 給

施工範囲内の水道管材料（ダクタイル鋳鉄管及び継手材）については、藍住町より支給される。

第 10 章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者及び監督技術者等の資格は、入札説明書による。

2. 施工管理

施工管理基準に定めのない追加項目と、その管理基準等は次によらなければならない。

1) 密度管理

管水路の埋戻土における密度管理は道路路床部を準用するものとし、所定の現場密度は最大乾燥密度の 95%以上とする。

管基礎材における所定の現場密度は最大乾燥密度の 85%以上とする。

試験位置等については、別途指示するものとする。

3. 競争参加資格確認資料(施工計画)の確認

競争参加資格申請時に請負者が提出した競争参加資格確認資料の施工計画(発注者が指定した品質の確認方法及び管理方法の適切性)については、発注者及び請負者相互で確認するものとする。

第 11 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

1. 土質
2. 転石の出現
3. 湧水の出現
4. 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現
5. 関係機関との協議
6. その他

第 12 章 定めなき次項

この特別仕様書に定めない事項又は、本工事の施工に当たり擬義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

第 13 章 その他

1. 電子納品

1) 本工事は、電子納品対象工事であり、工事完成図書を「工事完成図書の電子納品要領(案) (以下「要領」という。)」に基づいて作成し、下記を工事完成日までに提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体(CD-R) 2部
- ・工事完成図書の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

2) 「要領」で特に記載のない事項については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は、監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては「電子納品運用ガイドライン(案)」【工事編】を参照するものとする。

3) 成果品提出の際には、電子納品チェックシステム(農林水産省農業農村整備事業版)によるチェックを行い、「要領」に準拠していることを確認した後、ウイルス対策を実施した上で提出するものとする。

2. 水圧試験

(農業用水管の漏水試験方法)

1) 受注者は、工事しゅん工前に必ず監督員の立会のもとに水圧試験を行うものとする。試験方法は、自記式記録計を使用し当該区間に 0.25Mpa で 24 時間水張りを行い、減水量が許容減水量内 (50L/日・cm・km) にあることを確認する。

2) 試験結果報告書には、水圧試験結果、写真、自記式記録計記録表の他監督

員の定める書類を提出しなければならない。なお、配管の末端にバルブがない場合は TS フランジ、TS フランジ蓋、既設蓋（鋳鉄製）を使用するものとする。

2. 通水試験

地区内の揚水ポンプ完成後、通水が可能になった時点で通水試験を行うので、受注者は、通水試験時に立会し、監督員の指示する水張等の準備作業に協力するものとする。なお、上記 1,2 にかかる費用は受注者が負担するものとする。

3. 水圧試験及び通水試験に係るかし担保

本事業地区の農業用水管は、国営事業により造成された幹線水路を個々のほ場へ導水ための排水機場までの幹線管水路であり、農家労力及び管理費用の軽減、また農作物の品質向上を図ることを目的としている。

このことから農業用水管は本工事の主たる構造物であり、その機能発現の確保が最重要である。依って、農業用水管のかし担保は徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則第 4 1 条に基づき 10 年間である。